

新監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和5年5月31日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 飯 塚 孝 子
 同 深 谷 成 信

監査結果等に基づく措置

令和3年度第2期定期監査及び行政監査結果報告（令和3年12月23日新監査公表第8号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》</p> <p>「新潟市子育て・高齢者支援健康すまいるリフォーム助成事業補助金」及び「新潟市空き家活用リフォーム推進事業補助金」（いずれも令和2年度当時の名称。以下、「両補助金」という。）では、両補助金の各交付要綱において「市税を完納していること」を交付要件としている。しかし、交付申請時に同要件を満たしているか審査するための納税証明書や市税の閲覧同意書の提出を申請者に対して求めておらず、申請者の自己申告のみで判断し、交付決定していた。なお、平成26年度までは納税証明書等の提出を求めていたが、平成27年度から申請手続きの簡略化を図り、現行のとおり変更したものである。</p> <p>補助金とは、公益上必要がある場合に限り、反対給付を伴うことなく個人又は団体に対し交付するものであり、新潟市補助金等交付規則第3条では、関係者の責務として「補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われていることに特に留意し、「公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。」と定めている。その趣旨に鑑みれば、交付申請時に必要な書類の提出を求め、その書類が適切か十分に審査しなければならない。しかしながら、住環境政策課においては、前述のとおり市税完納の要件を申請者からの自己申告のみで確認し、その内容を十分に審査することなく補助金を交付していた。</p> <p>確かに両補助金については申請件数が多く、申請書の添付書類も多岐にわたることなどから、申請者の負担軽減や審査の迅速化についても考慮する必要はある。しかし、現行の方法では市税を完納していることに対し、十分な審査が行われているとは言いがたい。特に、両補助金のように個人の資産形成につながるものであれば、なおのこと市民が不公平感を感じることはないよう、申請者に対し納税証明書の提出を求めるなどして、対象要件に該当するか公正に判断しなければならないことはいうまでもない。</p> <p>加えて、同課では両補助金の交付事務を内部統制における重点統制事務とし、要件を満たさない者への交付や補助金額の算定誤りを起こり得る重点リスクとして設定しているが、現行の方法では重点リスクへの対応策としては十分とはいえず、内部統制における整備上の不備といわざるを得ない。</p> <p>今後は補助金が市税という貴重な財源で賄われていることや、不正受給の起こり得るリスクの影響の大きさについてあらためて認識するとともに、両補助金が公平、公正な運用となるよう、申請手続きや審査方法について見直すことを求めるものである。</p> <p>【有効性】</p>	<p>建築部 住環境政策課</p>	<p>今回の指摘及び新潟市補助金等交付規則の施行についての改正を踏まえて、要綱の改正を行い、提出書類に納税証明書を追記した。</p> <p>(令和5年4月1日)</p>	<p>左記、指摘事項への対応措置と同じ</p>
	<p>【制度所管課】 財務部 財務課</p>	<p>令和5年3月10日付けで財務部長通知「新潟市補助金等交付規則の施行について」を发出し、補助金等申請の際の市税納税証明書の添付及び市税の滞納がないことの確認を原則、必須要件とした。</p> <p>(令和5年3月10日)</p>	<p>左記、指摘事項への対応措置と同じ</p>